

統計学

第 114 号

研究論文

エンゲルのプロイセン統計局退陣経緯

..... 長屋 政勝 (1)

多重代入法による匿名データの解析特性の改善について

— 全国消費実態調査を例に —

..... 高橋 将宜 (15)

本会記事

支部だより..... (31)

2018年3月

経済統計学会

創刊のことば

社会科学の研究と社会的実践における統計の役割が大きくなるにしたがって、統計にかんする問題は一段と複雑になってきた。ところが統計学の現状は、その解決にかならずしも十分であるとはいえない。われわれは統計理論を社会科学の基礎のうえにおくことによって、この課題にこたえることができると考える。このためには、われわれの研究に社会諸科学の成果をとりいれ、さらに統計の実際と密接に結びつけることが必要であろう。

このような考えから、われわれは、一昨年来経済統計研究会をつくり、共同研究を進めてきた。そしてこれを一層発展させるために本誌を発刊する。

本誌は、会員の研究成果とともに、研究に必要な内外統計関係の資料を収めるが同時に会員の討論と研究の場である。われわれは、統計関係者および広く社会科学研究者の理解と協力をえて、本誌をさらによりよいものとするを望むものである。

1955年4月

経済統計研究会

経済統計学会会則

第1条 本会は経済統計学会（JSES：Japan Society of Economic Statistics）という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

1. 社会科学に基礎をおいた統計理論の研究
2. 統計の批判的研究
3. すべての国々の統計学界との交流
4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌『統計学』の発刊
3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
4. 学会賞の授与
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適応しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかわる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

1. 編集委員会
2. 全国プログラム委員会
3. 学会賞選考委員会
4. ホームページ管理運営委員会
5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかわる重要事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

- 2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

付 則 1. 本会は、北海道、東北・関東、関西、九州に支部をおく。

2. 本会に研究部会を設置することができる。
3. 本会の事務所を東京都文京区音羽1-6-9（株音羽リスマチックにおく。

1953年10月9日（2016年9月12日一部改正[最新]）

エンゲルのプロイセン統計局退陣経緯

長屋政勝*

要旨

1882年7月、エンゲルはプロイセン統計局から退陣している。表向きの理由は健康状態にあるとされている。しかし、真の理由はビスマルク政権との長年に渡る対立にあった。一方の政権による専制的国家運営、他方のエンゲルと統計局のもつ啓蒙を通じた社会改良志向、この間の軋轢が背景にあった。81年に入り、政権の保護関税政策および災害保険法案に対するエンゲルの批判的表明があり、これが国家官吏に課せられた服務規律への違反とみなされる。さらに全般的職業調査に関する帝国側資料の漏洩問題が生じ、その責任を取らされた形での辞職であった。20年に及ぶ政権との対立はエンゲルの辞職によって、前者の勝利に帰している。

キーワード

プロイセン統計局、ビスマルク政権、『統計局雑誌』、エンゲルの辞職

はじめに

19世紀後半、ドイツにおける社会統計近代化の推進役を担った統計家のひとりにエンゲルがいる。1850-58年のザクセン王国、60-82年のプロイセン王国、この2国家における統計局を場にして、ヨーロッパ先進国に伍した統計作成システムをドイツに構築することに邁進する。とくに、その22年に及ぶプロイセン王国統計局での活動を通じ、後に「ドイツ社会統計」とよばれる流派が出てくるための基盤形成に貢献している。ところが、1882年7月1日、そのエンゲルは統計局から不本意な形で退陣を余儀なくされている。伝記類によれば、辞職の主たる理由は健康問題（心臓疾患）にあるとされている。だが、内実は内務省からの強い辞任要請を受けての引退である。内務省からの辞任強要は国家官吏に課せられた服務規律に違反したかどによるもので

あり、具体的には1881年末に帝国官庁主導の下で作成されつつあった82年職業調査案が外部に漏洩した問題が生じ、それに関与した責任を取らされたことによる。しかし、そうした結果の出てくる背景には、長年に渡る時のビスマルク政権と統計局（エンゲル）の姿勢の間の軋轢という問題がある。その最終局面において、プロイセン内務省が帝国宰相ビスマルクと諮り、エンゲルの退任を引き出している。この経緯を辿り、国家統計局のあり方をめぐる政権とエンゲルとの確執の中から出てきたエンゲル退陣の事実関係を明らかにする。

1. 『統計局雑誌』をめぐる確執

1-1. 王立プロイセン統計局は1805年にシュタインの提案にもとづいて設立されている。プロイセン改革に先駆けて国土の現状把握を不可欠とみなした当人はフランスの国家統計局に倣った統計中央部署の創設をプロイセンにおいても必須とし、それを自己の管轄

* 正会員、京都大学名誉教授
京都市左京区吉田本町

部署の中の一機関として設けている。しかし、直後に始まった対ナポレオン戦争の影響で、統計局として独自の活動を展開することはできなかった。1810年に入って、政情安定化に伴ない統計局の再建が計られる。その任に当たったのが宰相ハルデンベルクの統治を経済問題処理の面から支えたホフマンであった。1810-44年の長期間に渡り統計局長として国土記述のための国家統計表の作成を主導している。引き続きディーテリチが局長職に就き、全ドイツにおける最も先進的な統計中央部署という自負の下で統計局の運営に当たる。この期間、統計局の目指したことは、プロイセン改革の中で採用された自由主義的経済政策、とりわけ営業自由化の下で国内での商工業の伸張がいかにスムーズに進んでいるかを統計表の中に描き出すことにあった。しかし、これが体制擁護的とみなされ、自由化の下で深刻化する手工業者や労働者の窮状に眼を閉ざしているとする批判が出てくる。46年3月に、プロイセン統計に不満をもつレーデンをして「ドイツ統計協会」を立ち上げさせた理由でもある。確かに、ドイツ圏での最初の国家統計中央部署として先導役を務めてきたプロイセン統計局ではあったが、その姿勢は必ずしも他領邦での統計作成の模範とはならず、19世紀中葉には停滞状況に陥っていたとされる。

1859年のディーテリチの死後、統計局にどのような方向性をもたせるのか、そのための主導者として誰が適任か、内務省（大臣シュヴェリン）はこの点をめぐって、ゲッチンゲン大学の農業史家・統計学者ハンセンに諮問する。3名の名が挙げられたが、本命とされたのがエンゲルであった。1860年4月1日、ザクセン王国ドレスデンから招聘された形で第3代目のプロイセン統計局長に就任している。1850-58年のザクセン王国統計局時代の実績が評価されたことによる。

一方、1862年9月22日、パリ駐在のプロイ

セン王国公使であったビスマルクが陸軍大臣ローンの推挙を受けてプロイセン王国首相に就任する。議会との対立の中にあつた国王（ヴィルヘルム I 世）と政府によって、王国の保守的体制擁護を託すことのできる人物とみなされたのである。これ以降、ビスマルクとエンゲルの確執がさまざまな局面でみられることになるが、対立の背景には前者の専制的国家運営とそれに対する後者の批判的姿勢があつた。エンゲルは強権による上からの変革ではなく、調査にもとづく現状把握、問題の分析と政策の提示、これらを通じてプロイセン国家の改革に貢献できるとし、自由主義的社會改革者としての立場を堅持する。従い、ビスマルク政権にとっては、統計局とエンゲルの活動は当初から監視の対象とされていた¹⁾。

1-2. 統計局の活動結果は機関誌『王立プロイセン統計局雑誌』（以下、『統計局雑誌』とよぶ）に集約される。この『統計局雑誌』はプロイセン王国内務省の責任の下で編集されている「官報」(Staatsanzeiger)の月1回の附録冊子として、ホフマンによる再建時からちょうど半世紀後の1860年10月から刊行されることになる。また、統計局自体も1848年7月10日以降は内務省下の一部局と位置づけられ、内務大臣の統轄下に置かれている。

こうした『統計局雑誌』には統計調査結果、プロイセン内外の比較統計の迅速な公表は当然のこととして、しかしそれに留まらず、統計と経済に関する科学的研究の公表の場にしたいたいというのがエンゲルの考えである²⁾。これには編集部の責任の下、著者の科学的信条にもとづく内外の研究論文が掲載され、場合によっては国家制度や政府施策に対する批判的論調も含まれることもある。機関誌は国家時報として統計公表の手段であるが、また同時に統計局の科学的営為を提示する媒体でもあり、この2つの機能を併せもつものとされる³⁾。

そうした方針の下、さまざまな問題に関する科学論文が掲載されることになるが、間もなくそれは内務省の注意をよび起こすことになる。例えば、61年12月に予定されている関税同盟での定期的人口調査を前にしてエンゲルの提示した調査方法の改革案がプロイセン国家への批判を含むものとして内相シュヴェリンの戒告を受けることになる⁴⁾。

後任の内相F.z.オイレンブルグからも、エンゲルと統計局の姿勢が危惧され、たびたびの忠告や時には叱責の種になる。それは首相就任後のビスマルクが執拗とも思えるほど、雑誌の論調に苦言を示し、内相をしてエンゲルへの懲戒処分を下すよう要求しているからである。自由主義的方向に一定の理解をもつ内相は、その攻撃からエンゲルと統計局を護るための防波堤の役目を果たさざるをえない。

ビスマルクにとって、雑誌はあくまで官報の附録として国家行財政に関する事実報知の手段にすぎないのであって、そこに学術論文が載ったり、またその中に政府に批判的な論調が含まれたり、ましてや政府施策批判のために利用される資料提供などは決して許されないことであった。科学論文は執筆者の個人的信条にもとづくが、その信条が政府の方針に一致する保証はなく、そのような論文を雑誌に掲載することは、国家官吏としてエンゲルに課せられた忠誠義務への違反行為であり、雑誌編集者として与えられた権限を乱用しているということになる。業を煮やしたビスマルクはついには雑誌の官報からの分離を決断する。雑誌は66年4月からはベルリンのエルンスト・キューン社から、また後の69年には統計局出版所からの刊行物となる。しかし、雑誌が政権の厳しい監視下にあることには変わりはなく、それは71年5月のビスマルクの帝国宰相就任後も続き、80年代に及ぶことになる。

政権によって問題ありとされた機関誌上の論稿には小は個人的顕彰文から、大は刑法改

正問題に関する論文までの多岐に渡る⁵⁾。例えば、機関誌の個人報知欄に統計学ゼミナールとエンゲルの名で古代ギリシャ研究者ベックについて、「アウグスト・ベック、その満80歳に対して、および統計学ゼミナール」(『統計局雑誌』第5巻、1865年)とする誕生祝辞が載る。乏しい資料ながら、それを用いた古代ギリシャ時代の国家財政の研究が顕彰の対象になっている。しかし、政府側からは、このような個人的事柄に関する文章が学術専門誌でもない官庁文書に掲載されることは論外であるとみなされている。

また、H.ブレマーの論文「プロイセンにおける土地信用機関」(『統計局雑誌』第7巻、1867年)へのエンゲルの「補遺」がある。その中で、プロイセンにおける土地抵当証券負債額の異常な上昇傾向を前にして、農地が本来の耕作用ではなく信用取引の物件に成り下がり、信用機関に対する莫大な負債によって土地所有者は単なる名目的所有者、貸付資本家の領地代理人の地位に転落していることを告発する。また、軍事費などの不生産的支出の増大を可能にする国家債務の肥大と土地信用価格の上昇が連動しているとする。これはビスマルクによって、意図的にプロイセン軍の大きさと土地所有の窮状とを関連づけたものであり、このような不正確な論述は官庁文書には掲載されるべきではないとされる。

さらに、C.ヒルゼの論文「死刑統計について」(『統計局雑誌』第9巻、1869年)の掲載責任問題がある。執筆者のヒルゼは強硬な死刑廃止論者として、毎年法務省から統計局に届く犯罪統計に対する詳細な分析を通じ、データによる限り死刑維持によって国家存続の安全が保障されるとする考えには根拠がないとし、死刑擁護論を批判し死刑廃止を提唱することになる。これに同調するエンゲルはこの論文を開設された北ドイツ連邦国会での刑法審議のための素材にもってゆこうとする。しかし、こうした政治的問題に統計局が絡むこ

とは、越権行為として内務省筋からの批判に会う。

以上は、『統計局雑誌』上の多くの論稿が政権にとって不都合とされたものの一端にすぎない。エンゲルのいい分では、科学的研究が政府の監視下で行なわれるなどはあってはならないことで、逆に自由な研究の成果が国家行財政に活かされねばならないとされ、そこに政権との妥協やそれへの屈服が入ることはなかった。

1-3. 統計局機関誌の性格をめぐる政権との対立は融和することはなく、こうした軋轢を含みながら80年代に至る。そして81年に入って、公然と政府施策を批判したエンゲル自身の論稿が現われる。ひとつはビスマルク政府の採用した保護関税政策、次には懸案の労働災害保険法をめぐる立案に対する批判である。

1873年5月のウィーンの証券取引所閉鎖に始まった世界恐慌とその後の経済不況を背景に、79年にビスマルク政権はそれまでの自由貿易政策から保護関税政策へと方向転換する。エンゲルは変名を用いた小冊子、すなわちCh.ロレンツ『ドイツの穀物生産、パン需要とパン製造』⁶⁾(1881年8月)を著わし、主要食糧品(パン)の需給の現状分析から、ドイツにとって国内生産高の不足を補う穀物輸入が不可欠であるとする。にもかかわらず、関税政策は輸入減少とパン価格の騰貴の原因となり、さらには労働者の食生活の悪化と国民福祉の減少をもたらすとみる。関税障壁で農業の保全を図るのではなく、いま工業国家として発展中のドイツは工業製品の輸出増加をもって食糧品原料の輸入確保に当たるべきである。そのためには、自由貿易による交易拡大が前提になるとし、「自由貿易促進同盟」の主張に沿い、本来が自由経済政策擁護者のエンゲルはそれを制約する保護貿易制度に対する批判を展開する。変名を用いてはいるが、その著者がエンゲルであることは容易に知ら

れたことであろう。政権との対立要因のひとつとなる⁷⁾。

次に、79年以降に政権が構想し出した災害保険制度をめぐる、E.エンゲル「1879年およびそれ以前のプロイセン国家の致命的災害と非致命的災害、とくに災害報告制度を考慮して」⁸⁾(『統計局雑誌』第21巻 第I/II 四半期号, 1881年)において、81年3月に提示された災害保険法に関する政府草案が多くの問題点を抱えていることを衝いている。それらは、保険適用の業種と経営種が限られており一部の工業分野しか補償対象になっていない、圧倒的多数の非致命的災害が見落されている、仕事外被災者への救済策が欠落している、こうしたことである。これらは現行の災害報告制度に不備があるためであり、エンゲルの考える災害報告制度の改革案では、全営業分野にまたがる災害被害者の救済を念頭に置き、イギリスの工場法制度に倣って、医者の鑑定書にもとづく災害事例の悉皆把握を目的にした報告制度が描かれている。また、これによって災害統計の資料源を十全なものにできるとする。

しかし、政府にとって全災害事例を対象にした保険法などは論外であって、範囲の限った工業分野での災害保険法を確立することが懸案事項である。エンゲルの提案は妄言ということになる⁹⁾。しかも、結果的には災害統計に関する政府の無知と現行災害報告制度の不備を衝いたものとなり、政府施策批判として受け止められる¹⁰⁾。

こうしたエンゲルの批判的論調の出てくる背景には、帝国側がプロイセン統計局を初めとする国家統計局を押しつけて統計作成を企画し出したこと、これに対する憤懣があったと思われる。それ以前から、ドイツ全土にまたがる調査に関して、これまでのプロイセン統計局に替って帝国統計庁が主導権を握るようになってきており、そのことに対するエンゲルの不満がつのっていた。このことは、

1880年人口調査をめぐる80年10月にベルリンで開催された各国統計中央部署代表の会議においてすでに現われている。そこでは、エンゲルが「建白書」の形で提唱した計画案が初めから拒否され、帝国統計庁側からの方針に沿って事が進められてゆく。これまでのドイツ社会経済統計の拡充プロセスにおいてプロイセン統計局が果たしてきた役割と実績が軽んじられていくこと、そうした事態はエンゲルの納得するところではなかった¹¹⁾。

2. エンゲルに対する譴責処分

2-1. 1881年6月18日、プットカマーがプロイセン王国の文部大臣から内務大臣に就任する。政権の保護貿易政策への切替とそれに伴う官僚機構の保守的再編にあって、自由主義的勢力の一掃が画され、78-79年にかけて6人もの自由主義的考えをもった大臣が辞職している。官僚人事の一層の保守化を推し進めようとするのが、反動政治の旗頭とされたプットカマーであった。エンゲルもその標的にされることになる。

プットカマーは内相に就任して早々にエンゲルの上の災害統計論文を問題視する。すなわち、エンゲルはその論文の注記の中で、帝国官庁側はこれまでのプロイセン王国における災害統計作成の実績、同じくそれまでにプロイセンの公的労働省に提出されたエンゲルの災害報告制度と災害統計に対する改革案、このいずれにも無知のままに新たな災害保険制度を策定しようとしている、こうした批判を提示している。

プロイセンでは1868年10月以降、地方警察・鉱山監督・鉄道管理・軍事官庁の4部署からそれらが所轄する場所で起きた災害事例が特定書式にのっとり毎年統計局に報告されるシステムが敷かれている。そこからの報告は必ずしも十全な災害統計の資料源とはいえないが、それにもとづいて統計局はそのデータ集約・分析からプロイセンにおける災害事

故の特徴把握に務めてきた。従い、今年に入りにわかに取り上げられ出した災害統計の必要というものは、これまでのプロイセンでの経験と実績に関して無知であり、早急かつ不要とみなさなくてはならない。これが批判の第一点となる。

次に、すでに79年に内務省は来たるべき労働者保護立法に備え、災害保険のあり方について構想を練りつつあった。その具体的立案作業は公的労働省(79年3月に商業・営業・公的労働省から分岐したもの)の手に任せられ、素案が内務大臣(前任内相の甥のB.z.オイレンブルグ)に提示された。これを受けて内相はその鑑定をエンゲルに委ねている。これに対して、エンゲルは法案ではその対象範囲があまりにも狭隘で、真の意味で被災者(ことに非致命的災害事例での)の救済と補償には役立たないとする。その趣旨は上で述べた災害報告制度改善案にそのまま敷衍されることになる。こうした自身の提言がすでに前に示されているにもかかわらず、81年に提示された法案ではそれがまったく顧みられていない。このことを批判している。(もっとも、このエンゲルの鑑定と対案は内相によっても公的労働相マイバッハによっても、非現実的として一蹴された形で拒否されている)。

さらに、法案の個々の条項の根拠づけに統計的基礎が欠けているとする批判を受けて、帝国側が81年8月-11月に予定している災害事例に関する資料収集作業において、それぞれの国家の統計中央部署の協働が不要とされているが、これはこの調査の困難さが過小に評価されているからであるとも批判する。

内相はこのエンゲルの批判的文言を問題ありとみなす。これは国家官僚としては不適切な表明であり、ヴォス新聞(さらには、ケルン新聞やフランクフルト新聞)といった政府に批判的な進歩的新聞が好んで取り上げる材料となっている。1881年8月5日のビスマルクへの報告を通じ¹²⁾、自分にはこれが訓戒

(Rektifikation)の対象になるのではないかと考えられるが、そのような表明を行なう権限がエンゲルにあるものなのか、そこにあるいい分が実際に正当なものか否か、この点に関する宰相の見解はいかがなものかを問うている。

2-2. この問い合せに対して、8月11日にビスマルクは次のような返書を送っている¹³⁾。エンゲル論文には「災害保険の領域における帝国政府との方策への批判が含まれておりますが、閣下とまったく同じく、それは自分としても不適切といわねばなりません」とする。

エンゲルは現行のプロイセンの災害統計について、その致死的事例に関する数量は不正確であり、非致死的事例に至ってはまったく不完全な数量でしかなく、そこから何らかの比較や推論を引き出すことはできないとみなしている。また、エンゲル論文では災害事例を個別営業分野の就業者数と関連づける試みがなされていないという欠陥を抱えている。しかし、エンゲルはこの災害統計を不十分としながらも、それを利用した説明が論文の多くスペースを埋めている。そうした中で示された数量は、それが「大きな方法的熟練さでもってグループ分けされている」にせよ、「災害保険法の満足ゆく基礎を作り出すためにはまったく無価値です」。あまつさえそれによって帝国の経済政策構想にとって好ましくない見解表明を行なっている。また、災害統計の必要性、さらに政府が実施する災害調査を早急かつ不要としたことは帝国政府への直接の批判とみなされる。これにはエンゲルの協力なしに事が進められていることに対する当人の個人的感情が表われている。

そして、先のエンゲルの批判的注記が官庁の権威下で刊行される雑誌の中で高級官僚の筆から出てきたということは、「帝国政府の方策に関する公けの判断を誤らせ、とりわけ帝国議会選挙(81年10月27日と11月14日—

筆者注)を前にして、帝国政府の政治的反対者に対して攻撃と中傷への有利なきっかけを与えることになるだけに、より一層不適切であるようにみえる」とし、このことは進歩的新聞や分離派(国民自由派の自由貿易支持グループ)の新聞のみならず、国民自由派の新聞自体もエンゲル表明を利用していることに示されるとする¹⁴⁾。

エンゲルの表明が事実的に正当か、またそれがどの程度か、さらにどのような懲戒処分に値するのか、これについては今のところその判断を留保したい。ただ、「官庁の機関誌で公表された批判によって、政府の意図や方策を困難に陥れる試みは断固として却下されねばならないという見解に賛同いたします。それゆえに、エンゲルへの厳しい訓戒を重要とみなします。いずれにしましても、帝国政府はこれと同類の傾向をもった公刊物が将来は中止されることに強い関心をもっております」、こう答えている。宰相はプットカマーの考えを全面的に支持し、その職務行為がどのような懲戒処分に相当するかは内務省の判断に委ねるとするも、エンゲルへの厳しい警告だけは必要とみなしている。

これを受けて、8月20日に内相はエンゲルに対する「訓令」(Erlass)の中で次のような譴責処分を下している¹⁵⁾。まず、エンゲルの災害統計に関する論文に対して自分は次のような注釈を加える必要を感じたとする。それは、先のビスマルクのエンゲル批判そのままに、現行の災害統計を不完全なものとしながら、それを利用した説明を行なっていることの矛盾を衝いている。また、今年に入ってジャーナリズムが問題にし出した災害統計の必要性を早急かつ不要なものとし、さらに帝国側の実施する災害調査がこの種の調査の抱える難しさを軽視しているとするのがエンゲルであるが、こうした表明は帝国政府の方策への「直接的で不適切な批判」として受け止めざるをえなく、加えて今回の件で帝国側の

無知を誹謗した点も問題である、こうした注釈である。内相はさらに追い打ちをかける。

エンゲル当人にはすでに統計局長就任後の間もない1861年11月9日に、プロイセン王国人口調査とのかかわりの中で、内相（シュヴェリン）から機関誌に国家制度や政府施策についての判断を公表する場合には、職務義務と礼儀作法を遵守するように命じられおり、それがエンゲルに対して自制要因として働くことが期待されてきた。しかるに、この期待は満たされないままに経過してきた。また、統計局の公開物は政府批判のための材料を提供してきている。例えば、最近に現われた論稿の中にも以下のような監督を要する3点が含まれている。

- 1) H.ブレマー「プロイセン鉞夫同盟の財政状態」（『統計局雑誌』第20巻，1880年）。プロイセンにおける鉞夫同盟の財政状態が窮状に陥っていることを衝いている。
- 2) E.エンゲル「プロイセン国家における農地面積での最重要耕作物の収穫見込と収穫成果の1880年実施調査の暫定結果」（『統計局雑誌』第20巻，1880年）。統計局に届いた推計結果にもとづいて、小麦を初めとする主要作物の1880年の収穫見積を提示している。これまでの平均収穫量との比較の中で、いくつかの作物—ライ麦・エンドウ豆・馬鈴薯・干草—での不作為が示されている。
- 3) 「賃金，食糧品価格と住居価格」（『統計通信』（1881年6月4日発行の同年の第21号）。マインツの労働者福祉促進同盟発行の雑誌『コンコルディア』掲載のドイツ各地の労働者生計費に関するデータをもとにして，1880年10月1日と翌年1月1日の2時点間の就業者の賃金と食糧品価格・住居価格の比較から，生活水準の下降が提示されている。

内相からすれば，こうした論稿の主張は帝

国政府の経済政策と抵触し，政策を批判する側には恰好の材料を提供することとみなされ，今後こうした種類の見解表明を差し控えるよう暗に警告しているのである。その上で，再三に渡り伝えられた警告や指示が効をなさないとあらば，さらなる懲戒処分に踏み込む用意があるとする。今回は国家官吏の服務規律違反に関する1852年の法律（第3609号）にもとづいて，エンゲルに対して義務不履行に対する「譴責」（Verweis）を与えるとする。さらに，今後もお当人に課せられた制約保持が認められない場合には，さらなる懲戒処分は別にして，機関誌発刊業務を当人から他人に移すこともありうる，内相はこうエンゲルに伝えている。

ここまでは、『統計局雑誌』や『統計通信』（統計局刊行の通信紙）にある政府に批判的な論調を含んだ見解表明が問題視され，ひとまずは譴責処分という形で事は済んでいる。だが，エンゲルの統計局長辞職は時間の問題であった。最後に辞職強要のための何らかのきっかけだけが必要であった。それは帝国側で作成中の調査計画案の漏洩という些細な問題から出てくる。

3. 資料漏洩問題

3-1. 約20年に渡りエンゲルとビスマルク政権との確執が続く。その最後には，国家官僚に課せられた義務に違反したという理由で，内務大臣からの強要による統計局長辞職がエンゲルを待っていた。そのきっかけを作ったのは帝国側で準備中の1882年職業調査の実施計画案が外部に漏れたという問題である。エンゲルが内密とされたその資料を新聞社に漏らした，さらには帝国議会の野党議員の眼に触れさせた，こうした嫌疑がかけられ，その責任を取らされたことによる辞職である。

1881年12月7日（金）の「ベルリン日刊紙」の朝刊に「職業統計」と題した記事が載る^{46）}。翌82年に予定されているドイツ帝国全般的

職業調査に関する法案を批判した匿名の記事である。まずは、これまでになかった法令にもとづく国家調査が初めて実施されることを諒とする。そして、この調査の費用に関して、1881/82年度に30万マルク、1882/83年度に85.2万マルク、計115.2万マルクという巨額が計上されるとする。こうした大掛かりな調査ではあるが、そこには見逃すことのできない次のような欠陥があるとする。

- 1) 調査の契機と内容が国民の前に明白に提示されていない。社会政策上の難題を解決するための調査という崇高な目標が掲げられている。しかし、それに役立つように調査がどのように組み立てられているか、この点での説明が目的提示と法案にも欠落している。
- 2) 法案では不正回答には100マルク以下の罰金刑、あるいは拘束をもって臨むとされる。これでは富裕者層に罰金を払ってでも、自らの生業関係を隠匿する動きを引き出すことになる。調査に調査忌避や不正回答を誘引するような要素をもち込むことは誤りである。
- 3) 国家の地方下位官庁にとり、こうした調査は強制的業務となり過重負担となっている。調査担当の現場の下級官吏層には、そうした調査への不満がますます大きくなっている。他方で、被調査者側にも税負担との関係に対する嫌疑が残り、また再三のこの種の国家調査は国民各層に嫌悪感をもたらし、教養層にまで正確な回答を引き出す原因となっている。
- 4) 調査主体について不明さがある。調査が個別国家の責任の下で行なわれるのか、それとも帝国統計庁が前面に出てきて、企画-実査-集計すべてを主導するのか。もし後者とすれば、それは悪しき集中化と画一化に他ならず、帝国成立直後に認められた統計調査に関する各邦国の自由裁量権が侵害されることになろう。

5) 調査が個別国家の業務とされれば、調査にまつわる作業はそれぞれの国家の関連営業(用紙調達、印刷、箱製造、発送など)にとって収益の元になるはずである。また、集計加工作業が当該国に任せられれば、一時的失業者ではあるが作業能力のある若手商人層からの「計算熟達者」(Rechenkundige)が統計業務に採用され、多額の金額がそうした不安定層に流れてゆき、困窮の救済策ともなりうるのである。

ここでは、論点が調査の基本問題(調査規定や調査書式・調査方法)ではなく、周辺問題に偏っている。これがエンゲルの手によって直に書かれたものとは考えにくい。ただ、調査結果の当該国家統計局での集中加工を擁護する点ではエンゲルの年来の主張と共通している。エンゲルにとって、プロイセンでの調査結果の処理が統計局の手から離れ帝国統計庁に委ねられることにはどうも同意できないことであった。だが、文面からは取り立てていうほどの厳しい政府批判といったものは窺えない。しかし、帝国の宰相官房と統計庁の内部で準備中の企画が外に漏れたことが問題とされる。

3-2. 政権の保守化に伴う自由主義的官僚への圧力強化の中で、エンゲルは先の譴責を受けた後でしばらくの休暇を取る。謹慎の姿勢をみせて事態の鎮静化を待つということであったろう。

ところが、「ベルリン日刊紙」に上で紹介した職業統計に関する記事が載った。内相プットカマーはすかさずこれを問題に取り上げ、エンゲルを統計局から最終的に追い落とすまたとない機会と捉えた。すなわち、官庁の内部資料が記事の執筆者に利用されたことは明らかであり、エンゲルに対してその執筆者を知っているか、その者に資料の利用を許したかどうかを詰問する。勤務上の秘密保持原則を犯したとする嫌疑をかけたのである。さら

に、内相は記事がエンゲル自身の筆によるものでないかとまで追求する。これに対するエンゲルの回答はそのような資料への関与はないとするものであった。

しかし、内相は帝国内務長官ベティッヒャーを介して帝国統計庁長官ベッカーから、統計庁で作成された82年調査案が事前に誰に渡されたかについて情報を集めている。これに対して、ベッカーはバーデン統計局長のハルデックとベルリン市統計局長のR.ベック、そしてエンゲルの名を挙げている。ハルデックとベックは共に帝国統計庁での調査案作成に部分的に関与し、その審議においても積極的賛意を表明しているため、疑いは残るエンゲルに向けられる。最後に、ベッカーがベティッヒャーに文書で証言したことは、エンゲルが問題となっている記事の作成に「何らかの形で関与している」とする以外には考えられないというものであった¹⁷⁾。エンゲルにとっては致命的証言ということになる。

さらに次のような事態が加わる。81年12月2日と9日の帝国議会での職業統計調査に関する法律の審議、さらに16日の第7委員会、野党・進歩党の議員ヒルシュ¹⁸⁾が、翌年予定されている職業調査の実施草案に内々に接する機会があったとし、その上で草案に批判的な発言を行なう。これが帝国宰相官房の問題とするところとなり、統計庁から「秘密扱い」として渡された資料をエンゲルが議員ヒルシュに閲覧させたとの判断が下された。これは帝国の利益を損なう違反行為であり、さらなる懲戒処分の対象になるとみなされる。

しかし、エンゲルがヒルシュに調査案をみせ問題点を説明したことには、政府批判の素材を意図的に提供するという意識はなかったと思われる。というのは、かつてエンゲルは国民自由党から国会議員に選ばれたことがあったが(1868-71年)、その後国民自由党が保守化し、ビスマルク政権に対して妥協的姿勢を取ってゆく中で、自身の考えを汲み取っ

てくれる議員として国民自由党からではなく進歩党のヒルシュを選んだとしても、それは決して不可解なことではなかったからである。

加えて、ヒルシュとエンゲルは労働者の組合運動や自助の役割を理解する上で、イギリスでの体験を共有している。ヒルシュは1868年のイギリスでの実地見聞から労働組合の意義と役割を学び取り、そのドイツへの移入を考えるようになる。帰国後、出版業者で「国民新聞」の発行者のダウンカーと組み、1869年5月に「ヒルシュ-ダウンカー労働組合」を立上げ、ベルリンを中心に支持者を獲得してゆく。その趣旨は資本と労働の利益対立を闘争ではなく、労働者の社会的自助と状態改善によって調和させるというものであった。この点では社会主義的な考えにもとづく労働組合運動とは距離を保ち、政治的中立の立場に立っていたとされる。しかし、実際の政治活動においては、組合の幹部は左派の自由主義グループに属し、ヒルシュ自身も69年から進歩党に加わり、さらには帝国議会の議員として活躍する。また、ヒルシュはダウンカーと共に、エンゲルも尽力して73年に発足した「社会政策学会」の構成員となり、ブレンターノやシュモラーらと労働者の自由を実現するための前提条件として労働組合の役割と重要性を主張している。

一方、エンゲルの方も同じ68年に統計学ゼミナールでの受講(1867/68年度)を終えた門下のブレンターノを同道してイギリスに赴き、各地の指導者との直接の交流を通じて労働組合運動の有意義性を学び取っている。こうした同じ経験をもとにして、ヒルシュとエンゲルの間には労働組合の役割理解の点で共感するものがあり、ヒルシュの考えとその活動はエンゲルにとって大いに頼りになるものとみなされたであろう。従い、82年調査によって労働者層の就業状態が解明され、それが後に予定されている救済立法に役立つものかどうか、こうした点をめぐってエンゲルがヒル

シュにその問題点を披歴したとしても不自然ではない。

しかし、このような行為は国家官吏に課せられた服務規律違反の罪に相当するというのが内相の判断であり、これをエンゲル追放のための絶好の材料として取り上げ、譴責処分を越えて一気にエンゲルに辞職を迫ることになる。

4. エンゲルの辞職願

4-1. ここに至っては、エンゲルに責任回避の途は残されていなかった。81年12月28日の文書を通じ、ヒルシュに資料閲覧を許し、なおかつ調査の欠陥についての説明を行なったことを内相に対して認めている。エンゲルは国会での職業統計調査の審議についてヒルシュから情報提供を受けており、その際に資料閲覧と欠陥説明を行なっている。エンゲルはこのことを自己の信条とする公開性原則の一環として捉えていたようであるが、これは強化された官僚機構内での機密守秘義務という壁にはね返される。翌82年1月5日(木)正午、エンゲルは内相の前に出頭を命じられている¹⁹⁾。その際、懲戒免職という重罰を回避したければ、表向きは健康上の問題(心臓疾患)を理由にして統計局長職から退くよう示唆されたという。

健康問題を理由にするのは、国家官吏の免職という重い懲戒処分を避けるためである。先に述べたように、1852年7月21日成立のプロイセン王国における「非司法官吏の服務規律違反、その者の他部署、あるいは休職への転任に関する法律」²⁰⁾がある。その第1部「服務規律違反とその処罰に関する一般規定」の§. 2.には、次の違反行為を犯した官吏がこの法律の規定に従うとある。

- 1) 役職上、当人に課せられた義務に違反する。あるいは、
- 2) 勤務内外の当人の振舞いによって、その仕事に求められる尊敬、威信、あるいは

信頼を傷つける。

そして、その処罰には、秩序罰と解職の2つがあるとされる(§. 14)。秩序罰(§. 15)には、1) 訓告、2) 譴責、3) 罰金、4) 下級官吏に対する最高8日に及ぶ禁固刑の4つが、また解職(§. 16)には、1) 同一官等の他部署への配置替え、2) 免職の2つが定められている。最も重い懲罰規定は免職であるが、これは該当者の称号と年金請求権の喪失を伴うが、「被告人が年金請求権をもった官吏に属し、特別の事情によって穏やかな判決が認められるならば、懲戒官庁には同時にその決定において、被告人に勤務規定に従った年金額の一部が生涯あるいは特定年数に渡り援助として支給されることを確定する権限が与えられる」とされている。

内務省はこの法律にのっとり、長年に渡るエンゲルの言動を取り上げ、それが当初は「一般規定」にある1)の義務違反にかかわり、秩序罰に該当するとみなされ、上述したようにプットカマーからの訓令において、その2)の譴責という処分が下されたわけである。しかし、82年職業調査計画の漏洩問題が生じ、秩序罰を越えたさらなる懲罰に相当するとされる。上述したように、内相はエンゲルをよび出し当人に守秘義務違反を突きつけ、原則上は年金給付のない免職処分もありうると脅している。内相の本意はこれを契機にしてエンゲルの辞職を実現させることにあり、年金つき退職を可能にするためには、健康上の理由を挙げて辞職願を提出することが必要であると暗示している。内相がこう出たのは、ビスマルクと同じく、世論の反応などを斟酌して、統計局長という政府高官位にあるエンゲルを職務違反の罪で公に恥をかかせるのは得策ではないと判断したからであろう。

内相からの辞職勧告はエンゲルにとっては一時的興奮状態に陥るほどの驚きであったとされる。このために、年金請求権なしの免職を問う懲戒審問を避け、年金つき退職を手に

するための辞職願提出方策について、5日の内相からの暗示を理解できなかった。この点につき内相の不満が内務省の1局長から口頭で伝えられ、正式にその趣旨に沿った辞職願を提出することになる。年金なしの免職処分を避けることがエンゲルにとっては喫緊の課題となる。内相への出頭日から3日後の1月8日にその意向を盛り込んだ「辞職願」(Entlassungsgesuch)が提出されている²¹⁾。

4-2. この願いでは、内相の計らいに感謝すると共に、寛大な取り成しを懇願している。そして、辞職願の提出は専ら1877年以降の長年に渡る健康不良状態によるものとし、服務規律違反問題には「現在のやむをえない事情の連鎖」という表現でしか触れていない。さらに、統計にかかわる仕事がいかに消耗的であるかを訴え、その例としてベルギーのケトレー、イギリスのファー、オランダのバウムハウエルといった著名な統計家、またプロイセン統計局で気象統計研究に当たっていたドーヴェ(ベルリン大学物理学教授)、暦表作成に従事していたエンケ(ベルリン天文台長)の名を挙げ、それらのいずれもが「計算活動の犠牲」として精神的病いや脳軟化症に陥ったとしている。そうした上で、以下の3点につき内相の取り計らいを願い出ている。

- 1) 健康上の理由からする1882年7月1日づけの年金つき退職に関する皇帝の認可。
- 2) 勤務年数に対応する年金の保証。この年金に関しては、1848-58年に渡るザクセン王国での国家勤務、および1860-82年のプロイセン王国での統計局長としての勤務、併せて32年間が対象年数となり、この間の給与が算定基礎額に取り出されている。さらに加えて、プロイセン統計局における『統計局雑誌』の編集業務、「統計学ゼミナール」での教育活動に対する対価も年金付加部分に挙げてもらいたいとする。そうすると、総計で7,119

マルクが本人の年金給付額に値するはずである。こう自ら算定している。

- 3) 収集物・書籍整理のため4月1日から3ヶ月の休暇。

これは自身の財産状態、副次収入の欠如、保険金支払負担、家族・親族扶養義務などの経済的窮状への訴えをも含んだ辞職願となっており、エンゲルにしてみれば、年金つき退職を手にするべく懇願書まがいの辞職願を書くはめになったということであろう。統計局長職を4月から離れるとしたのは、統計局の統計学ゼミナールの1881/82年冬季ゼミスター受講生に不都合を与えないためであるとしている。

1月12日、プロイセン王国の閣議でエンゲルの辞職願が審議されている²²⁾。内務大臣からの説明で、エンゲルは数ある機密漏洩(Indiskretion)やその他の服務規律違反によってたびたびの譴責を受けてきた。しかも、今回は、1) 内密に伝えられた資料を使って職業統計調査に反対する記事を「ベルリン日刊紙」に公表した、2) 同じ資料を国会議員ヒルシュに提供し、ヒルシュはそれを議会で帝国施策への反対姿勢を示す中で利用した、この2つの重大な違反行為があったと断罪されている。内相はこれに対して、役職停止の下で解職に向けての懲戒審問が導入されるとエンゲルに通告した。これを受けてエンゲルは年金つきの退職を願い出た。こうした辞職願提出の経緯説明があった。閣議ではこの辞職願がそのまま受理されている。

こうした形でエンゲルの辞職が公式に承認されている。内相は免職処分をほのめかし、それを回避したければエンゲル自身が健康上の理由からする辞職願を提出するように仕向けたわけである。健康問題を理由にした依願退職の形であったが、内実は服務規律違反による免職といえる。プロイセン内務省からすれば、エンゲルの退陣劇を穏便な形を取って成功裡に終わらせることができたということ

になる。

翌13日の内務省訓令で、4月1日からの3ヶ月間の休暇を許された後、7月1日づけのエンゲルの国家勤務からの辞職が承認されている。当人には年金5,730マルクが認められ、これはその死去(1896年12月8日)まで保証されている。年金請求にあった雑誌編集と統計学ゼミナールでの活動に対する加算は認められなかった。後日、エンゲルはこれに異議申し立てを行なっているが、それは却下されている。また、通例ではこうした高官辞職に伴うはずの叙勲による顕彰もなかった。

1879年以降、大きく変化した政治的情勢の中で、プロイセン統計局長として保持してきたエンゲルの姿勢は政権との最後の衝突を避けることができなかった。守秘義務違反という形で責任を取らされ、エンゲルと政権との20年に渡る確執に結末がついている。

おわりに

エンゲルにとっては1858年のザクセン王国統計局の場合に続き、2度目の退陣劇である。いずれの場合も、自らの意思からではなく外からの強要によるものである²³⁾。

統計局のあり方をめぐってエンゲルと政権との間には基本的見解の相違があった。統計局は確かに内務省下の一部局ではあるが、エンゲルはそれを単なる統計作成・資料収集機関に終わるのではなく、正確かつ包括的な統

計にもとづく現状分析と問題提起、必要な場合には政策提言をも行なう独立した研究機関として捉えていた。こうした点で、統計局はドイツにおける最も先進的な実証的社会研究の場ともなるべきとされた。また、そこから出てきた研究結果には現行の国家制度や政府施策への批判的見解が含まれることもあった。これは、明らかに60年代以前の統計局の体制擁護の姿勢とは異なったものであった。

しかし、こうしたエンゲルの信条は政権の考えとは相容れないことになる。統計局はあくまで資料作成・収集機関にすぎないのであって、そこが独自の見識をもったり、ましてや政府に批判的な論評を提示することなどは許されないというのが政権側の主張である。

両者の対立は融和することなしに1862-82年にまたがっている。その間、自由主義に比較的寛容な内務大臣の下、統計局はヨーロッパでも屈指の国家統計中央部署へと発展し、独自の調査研究活動を提示することができた。しかし、70年代末からの経済政策と政局運営の転換を受けて、エンゲルの信条がその荒波の中で生き残り続けることはできなかった。服務規律違反という形で責任を取らされ、統計局長職を降りたエンゲルの最後は惨めであった。しかし、その20年余に及ぶエンゲル主導下の統計局の活動は、国家統計局のあり方をめぐって、いまもって検討されるべき問題を提示しているとはいえる。

注

- 1) 政権と統計局の対立については、プロイセン秘密国家文書に残されている資料にもとづいたシュナイダー(ゲーテ大学経済史・社会史講座)の研究を参照のこと。Schneider, M.C. (2013), *Wissensproduktion im Staat, Das königlich preussische statistische Bureau 1860-1914*, Frankfurt a.M., S.157ff.
- 2) 発刊の趣旨については、*Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureau* (1861), Jg.1, SS.1-2, S.33, を参照。出版元はベルリンの王立枢密上級宮廷書籍印刷所で、年間30-36ボーゲン(各号約30-40ページ)の分量となっており、官報の定期購読者に送付される。また、雑誌だけの購読も可能であり、各地の郵便施設や書籍商を通じて入手できる。さらに、英仏を初めとする他の9国家においても購入可能とされている。
- 3) シュナイダーにより、これは「混合的(hybrid)な性格」として特徴づけられている。Schneider, M.C. (2013), S.157. だが、これはビスマルク政権の認めるものとはならなかった。

- 4) この人口調査改革案については、長屋政勝(2014)『近代ドイツ国家形成と社会統計 — 19世紀ドイツ営業統計とエンゲル —』京都大学学術出版会、300ページ以下、での説明がある。
- 5) より詳しい説明として、長屋政勝(2017b)「ビスマルク政権とプロイセン統計局1862-82年 — エンゲルのプロイセン統計局退陣をめぐって —」『オケージョナル・ペーパー』法政大学・日本統計研究所、第82号、6-8ページ、があるので参照のこと。
- 6) Lorenz, Ch. (1881), *Deutschlands Getreideproduction, Brodbedarf und Brodbeschaffung, Volkswirtschaftliche Zeitfragen*, Ht.22. この『国民経済の時代問題』は自由貿易政策を主唱するグループの雑誌である。この論稿について詳しくは、前掲の長屋政勝(2017b)、8-10ページ、を参照のこと。
- 7) 「はじめに」でも触れたように、エンゲルの統計局長辞任は主にその健康問題にあるとされている。例えば、Blenck, E. (1896), *Zum Gedächtniss an Ernst Engel*, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg.36, S.235, を参照。しかし、一般的には辞職原因として健康不良問題に加えて、この保護貿易政策に関する政権との対立が挙げられている。Feig, J. (1907-14), *Ernst Engel*, *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd.7, S.350, Földes, B. (1918/19), *Ernst Engel*, *Allg. St. Ar.*, Bd.11, SS.231-32, Saenger, K. (1934/35), *Das Preussische Statistische Landesamt 1805-1934*, *Allg. St. Ar.*, Bd.24, S.451.
- 8) Engel, E. (1881), *Die tödtlichen und nicht tödtlichen Verunglückungen im preussischen Staate im Jahre 1879 und in früherer Zeit, mit besonderer Berücksichtigung des Unfall-Meldewesens*, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg.21, SS.29-88. この論稿について詳しくは、長屋政勝(2017b)、10-14ページ、を参照。
- 9) 統計局で産み出された科学的認識と提言が行政当局によってそのまま受け入れられる保証はなかった。この災害統計問題でも、それが「統計局で練られた科学的理念がいかに大きく行政の実践的要請からかけ離れうるか」を示すひとつの事例とされる。Schneider, M.C. (2013), S.351.
- 10) Grimmer-Solem, E. (2003), *The Rise of Historical Economics and Social Reform in Germany 1864-1894*, Oxford, p.65.
- 11) これに関して論じたものに、長屋政勝(2017a)「1880年ドイツ帝国営業調査構想について — エンゲルの『建白書』を中心にして —」『オケージョナル・ペーパー』法政大学・日本統計研究所、第80号、23ページ以下、があるので参照のこと。
- 12) 1881年8月5日のプットカマーからビスマルクへの報告。 *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1867 bis 1914* (1995), Abt. II, Bd.2, Theil 1, bearb. von F. Tennstedt und H. Winter, Stuttgart u.a., SS.17-18.
- 13) 1881年8月11日のビスマルクからプットカマーへの文書。 *Quellensammlung* (1995), SS.18-20.
- 14) 概して新聞の論調は帝国政府の災害調査とそれにもとづく災害保険法立案に向けての動きには批判的であった。例えば、このビスマルク文書から2ヶ月後の10月8日のことになるが、ダウンカー社からの「国民新聞」(第238号)でも、僅か4ヶ月の調査から集められた資料に依拠して法案をまとめるのはあまりにも性急すぎ、「政府が急行列車の速さでもって取り寄せた統計的基礎の上で」立案される保険法は労働者とすべての貧困者の救済に役立つことは難しいとされている。 *Quellensammlung* (1995), SS.23-25. 帝国側はこうした批判的論評の出てくる源にエンゲルの表明があるとみる。なお、この災害保険法は81年には議会を通過せず、その後2回に渡り上程され、84年7月に成立することになる。
- 15) 1881年8月20日のプットカマーからエンゲルへの訓令。 *Quellensammlung* (1995), SS.20-22.
- 16) *Die Berufsstatistik*, *Berliner Tageblatt* (1881.12.7.), Nr.573.
- 17) 1881年12月14日のバックカーからの帝国内務省長官への文書。 Schneider, M.C. (2013), S.180.
- 18) ヒルシュについては、Grebting, H. (2006), Hirsch, Max, *Neue Deutsche Biographie*, Bd.9, SS.205-06, Hirsch, Max, *Deutsche Biographische Enzyklopädie* (2006), 2. Ausgabe, Bd.4, S.877, を参照。
- 19) Schneider, M.C. (2013), S.181.
- 20) Gesetz, betreffend die Dienstvergehen der nicht richterlichen Beamten, die Versetzung derselben auf eine andere Stelle oder in den Ruhestand, *Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* (1852), Nr.31, S.465ff.
- 21) 1882年1月8日、エンゲルからプットカマーあての辞職願が出る。 *Quellensammlung* (1995), SS.136-40.
- 22) これについては、 *Quellensammlung* (1995), S.137, を参照。

23) ザクセンでの辞職問題の場合には、内相ボイストが実権を握る政府に対する議会側の攻勢が背後にあり、内務省下の統計局の活動が政府批判のためのいわばスケープ・ゴードにされたという面もあった。これについては、Weber, D. (2003), *Die sächsische Landesstatistik im 19. Jahrhundert*, Stuttgart, SS.88-89, また、長屋政勝 (2014), 247ページ以下, を参照のこと。しかし、本稿で説明してきたように、プロイセン統計局の退陣劇では王国内務省と帝国宰相官房によるエンゲルに対する露骨な排除方策が引退を引き出している。

Engel's Resignation from the Prussian Statistical Bureau

Masakatsu NAGAYA*

Summary

In July 1882, Engel resigned from the Prussian Statistical Bureau. According to general comment, his resignation was caused by own ill-health (heart failure). But real motiev lies in the longtime conflict between the Bismark's oppressive administrations and the enlightening activities through statistics by Engel as a liberalistic social reformer. Finally, by penalty for Engel's critics to protective grain tariffs and plan of statistics on industrial accidents, moreover the leakage of materials on the general occupations survey, the Prussian Minister of the Interior forced Engel to retire, and succeeded in his resignation.

Key Words

The Prussian Statistical Bureau, Bismark's government, The Journal of the Royal Prussian Statistical Bureau, Engel's retirement of the Statistical Bureau

* Emeritus Professor of Kyoto University

編集委員会からのお知らせ
機関誌『統計学』の編集・発行について

編集委員会

2016年9月より、新しい規程にもとづいて、「研究論文」と「報告論文」が設定されました。皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

1. 投稿は、常時、受け付けています。なお、書評、資料および海外統計事情等については、下記の[注記2]をご確認下さい。
2. 次号以降の発行予定日は、
第115号：2018年9月30日、第116号：2019年3月31日です。
3. 投稿に際しては、新規規程にもとづく「投稿規程」、「執筆要綱」、および「査読要領」などをご熟読願います。最新版は、学会の公式ウェブサイトをご参照下さい。
4. 原稿は編集委員長（下記メールアドレス）宛にお送り下さい。
5. 原稿はPDF形式のファイルとして提出して下さい。また、紙媒体での提出も旧規程に準拠して受け付けます。紙媒体の送付先は編集委員長宛にお願いします（住所は会員名簿をご参照下さい）。
6. 原則として、すべての投稿原稿が査読の対象となります。
7. 投稿から発刊までに要する期間は、通常3ヶ月以上を要します。投稿にあたっては十分に留意して下さい。

編集委員会、投稿応募についての問い合わせは、
下記メールアドレス宛に連絡下さい。
また、編集委員長へのメールアドレスも下記になります。

editorial@jsest.jp

来年度（2018年度）の編集委員は、つぎのとおりです。

編集委員長 水野谷武志（北海学園大学）
副委員長 池田 伸（立命館大学）
編集委員 小林良行（総務省統計研究研修所）
松川太一郎（鹿児島大学）
山田 満（東北・関東支部所属）

[注記1] 『統計学』の定期刊行に努めておりますので、できるかぎり早期のご投稿をお願いします。115号（2018年9月30日発行予定）への掲載を想定した場合、「研究論文」と「報告論文」の原稿は、2018年6月初旬を目途として、それまでにご投稿ください。

[注記2] 「研究論文」と「報告論文」は、別個に査読し、区分を変更しません。区分につきましては自分で申告して投稿しますが、この点ご注意ください。

[注記3] 書評、資料および海外統計事情等について、執筆、推薦、および依頼等をお考えの会員がいらっしゃいましたら、企画や思いつきの段階で結構ですので、できるだけ早い段階で、編集委員会にご一報下さい。

以上

編集後記

研究成果を投稿くださいました皆様、査読に関わってくださいました皆様に心よりお礼申し上げます。さて年度変わって次号115号より、水野谷編集委員長のもとで本誌が作成されます。編集委員会では機関誌『統計学』を充実させていくために、皆様からの率直な意見と、研究成果の積極的な投稿をお待ちしています。今後ともよろしくお願い申し上げます。
(藤井輝明 記)

執筆者紹介

長屋政勝 (京都大学名誉教授)

高橋将宜 (東京外国語大学経営戦略情報本部)

支部名

事務局

北海道	062-8605	札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学経済学部 (011-841-1161)	水野谷武志
東北・関東	192-0393	八王子市東中野 742-1 中央大学経済学部 (042-674-3406)	伊藤伸介
関西	640-8510	和歌山市柴谷 930 和歌山大学観光学部 (073-457-8557)	大井達雄
九州	870-1192	大分市大字旦野原 700 大分大学経済学部 (097-554-7706)	西村善博

『統計学』編集委員

藤井輝明 (関西) [長]

水野谷武志 (北海道) [副]

小林良行 (東北・関東)

橋本貴彦 (関西)

山田満 (東北・関東)

統計学 No.114

2018年3月31日 発行

発行所

経済統計学会

〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9

音羽リスマチック株式会社

TEL/FAX 03 (3945) 3227

E-mail: office@jsest.jp

http://www.jsest.jp/

発行人

代表者 西村善博

発売所

音羽リスマチック株式会社

〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9

TEL/FAX 03 (3945) 3227

E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp

代表者 遠藤誠

STATISTICS

No. 114

2018 March

Articles

Engel's Resignation from the Prussian Statistical Bureau
..... Masakatsu NAGAYA (1)

The Improvement of Analyses based on Anonymized Microdata by Multiple Imputation :
An Illustration using the Anonymized Microdata of the National Survey of Family Income and
Expenditure
..... Masayoshi TAKAHASHI (15)

Activities of the Society

Activities in the Branches of the *Society* (31)

JAPAN SOCIETY OF ECONOMIC STATISTICS
